



【救急外来等において実施する救急救命処置の範囲】

救急救命士法により救急救命士が院内で行う救急救命処置は下記の通りとする。

番号	救急救命処置	番号	救急救命処置
1	自動体外式除細動器による除細動	16	口腔内の吸引
2	静脈路確保及び輸液	17	経口エアウェイによる気道確保
3-1	食道閉鎖式気道確保	18	バッグマスクによる人工呼吸
3-2	気管内チューブによる気道確保	19	酸素吸入器による酸素投与
4	エピネフリンの投与	20	気管内チューブを通じた気管吸引
5	ブドウ糖溶液の投与	21	用手法による気道確保
6	精神科領域の処置	22	胸骨圧迫
7	小児科領域の処置	23	圧迫止血
8	産婦人科領域の処置	24	骨折の固定
9	血糖測定器を用いた血糖測定	25	ハイムリック法及び背部叩打法異物の除去
10	聴診器による心音・呼吸音の聴取	26	体温・脈拍・呼吸数・意識状態・顔色観察
11	血圧計の使用による血圧の測定	27	必要な体位の維持、安静の維持、保温
12	心電計の使用による心電図伝送		
13	咽頭・声門上部の異物の除去		
14	経鼻エアウェイによる気道確保		
15	血中酸素飽和度の測定		